

横浜市
特別養護老人ホーム
入退所指針

平成23年3月

横浜市福祉事業経営者会
横浜市社会福祉協議会高齢福祉部会
横浜市

横浜市特別養護老人ホーム入退所指針

1 目的

この指針は、特別養護老人ホーム（以下「施設」という。）への入所申込みの増加に対応し、入所の必要性の高い入所希望者本人を優先的に入所させるため、横浜市内施設の入所に関する統一的な基準を定めることにより、入退所決定の透明性、公平性を確保し、より適切な介護サービスの提供に資することを目的とする。

2 入所申込の手続き

- (1) 入所申込みは、「特別養護老人ホーム入所申込書」（別紙）を特別養護老人ホーム入所申込受付センターへ郵送する。
- (2) 特別養護老人ホーム入所申込受付センターは、「特別養護老人ホーム入所申込書」を管理し、入所希望者本人が希望する施設へ情報を送付する。
- (3) 特別養護老人ホーム入所申込受付センターは横浜市の要請により、入所申込情報を横浜市に提供する。

3 入退所決定の手続き

- (1) 入退所に係る委員会（入退所検討委員会）
 - ア 施設は、入退所の決定のため、合議制の入退所検討委員会（以下「委員会」という。）を設置し、委員会において、
 - ① 入所希望者本人の優先順位の決定
 - ② 入所希望者本人にかかる入所の決定
 - ③ 入所者にかかる退所の検討等を行う。
 - イ 各施設において、委員会に関する要綱を整備し、所掌事務、構成委員等を定める。
 - ウ 委員は、施設長、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員等の施設の職員で構成するものとする。また、施設以外の第三者を加えることが望ましいものとする。
 - エ 委員会は、施設長が招集し、原則として月1回以上開催する。
 - オ 協議の内容を記載した議事録・入所順位登載名簿を整備する。これらは2年間保存するとともに、県や市町村から求められた場合には、これを提出するものとする。
 - カ 災害や事件・事故等により、委員会が開催できない場合は、施設長の判断により、入所を決定できるものとする。

4 入所決定基準

- (1) 入所順位の決定基準

施設は、「特別養護老人ホーム入所申込書」に基づき、入所希望者本人の状況等を総合的に勘案し、入所にかかる優先順位を決定する。

 - ア 次の基準項目について、別表により点数化をし、合計点の高い順に優先順位を決定するものとする。
 - ① 要介護度

- ② 入所希望者本人の状況
 - ③ 主たる介護者である家族の状況（注：「家族」とは、配偶者（同等の関係にある者）、一親等（父母、子、子の配偶者）二親等（祖父母、孫、兄弟姉妹、孫の配偶者、本人の兄弟姉妹の配偶者）とする。）
 - ④ 横浜市内居住者
 - ⑤ その他の特記事項
- イ アによる合計点数が同じ者については、次の判定基準により、優先順位を決定するものとする。
- ① 年齢
 - ② 地域性（注：「地域性」とは、地域や家庭との結び付きを重視した施設運営を図るため、施設が所在する区若しくは近隣区に居住している者又は家族等が居住している者を優先する。但し、横浜市内に限る。）

(2) 特別な事由による優先入所

(1)の入所順位決定基準に関らず、次の場合においては、委員会の判断において、優先入所を決定することができるものとする。

- ア 市町村から、老人福祉法第11条第1項第2号の規定に基づく措置入所依頼があった場合、又は家庭における虐待や介護放棄、事故の発生等の事情により、市町村が緊急性を認め、入所依頼があった場合
- イ 概ね3か月を超える入院のために退所となった後に、退所前の状況と変わらないと認められ、入院加療の必要がなくなり、再入所の希望があった場合（ただし、退所後2年以内に限る）
- ウ 緊急性が認められる場合（例：入所希望者本人や介護している家族の心身の状況が急に悪化するなど、直ちに施設入所を必要とすると判断された場合）

(3) 施設の状況による入所者決定の調整

上記(1)から(2)により、入所順位を決定するが、施設における適切な処遇及び運営を図るため、次の項目を勘案し、入所者の決定を調整するものとする。

- ア 性別
 - 原則として、同一居室内に別性が同居しないこと。ユニット型においては、ユニットの状況に応ずる。
- イ 重度認知症等の状況
 - 重度認知症専門床や個室等の施設整備等の状況に応ずる。
- ウ 膀胱留置カテーテル、経管栄養、酸素療法等の医療的処置が必要な場合は、看護職員の体制や設備の状況に応ずる。

5 退所決定基準

(1) 施設において、次の入所者の心身の状況や退所後の環境等を十分に検討したうえで退所を決定するものとする。

- ア 要介護認定において、「自立」、「要支援1・2」と認定された場合。
- イ 要介護状態の改善が認められ、かつ、次に掲げる要件のある場合
 - ① 家庭における介護力・介護環境の改善が認められ、入所者・家族が退所を希望している場合
 - ② 要介護認定において介護認定審査会の意見が付された場合
- ウ 医学的管理の必要性が増大し、施設での介護が困難と認められる場合

エ 3か月を超える長期にわたる入院加療が必要となった場合

6 退所に関して留意すべき事項

(1) 入所者や家族の意向

入所者・家族の意向を十分確認するとともに、意向を十分尊重し、安易に施設側の理由により退所を促すことがないよう留意する。

(2) 心身の機能や健康状態の安定性

(3) 家庭における介護力の安定性・介護環境

(4) 退所に向けた入所者・家族への支援

退所にあたり、事前に家族への介護技術の指導や、入所者・家族への精神的ケア等を行うなど、必要な支援を行う。

(5) 退所後の支援の内容・程度・方法

退所者がケアハウス（軽費老人ホーム）や認知症対応型共同生活介護（略称：認知症高齢者グループホーム）等への入居を希望する場合は、施設の選定や経済的負担等に関する適切な助言を行う。

また、退所に際しては、入所者又は家族等の同意を得た上で、居住地の地域包括支援センター等に必要な情報提供を行うとともに、その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めることにより、退所者に対する適切な支援を行う。

7 その他

(1) 情報開示・入退所検討委員会要綱の閲覧について

入所希望者本人やその家族から求めがある場合、当該対象者の入所判定等に係る情報や施設の入退所検討委員会要綱を開示する。

(2) 施設の職員及び委員会の第三者委員は、業務上知り得た入所希望者本人やその家族等の情報を他に漏らしてはならない。また、施設を退職した後及び委員を退任した後も同様とする。

(3) 説明責任

入所希望者本人の入所の決定にかかる苦情等に対しては、受付窓口を明確にし、適切な対応を行えるよう体制を整備する。

(4) 指針の見直しについて

この指針については、原則5年ごとに見直すこととし、その間に見直す必要が生じた場合は、随時見直すこととする。見直しは、横浜市福祉事業経営者会、横浜市社会福祉協議会高齢福祉部会及び横浜市の協議により行うこととする。

(5) 指針の施行

この指針は平成23年10月1日から施行する。

1 要介護度 (最高 40 点)

要介護度	5	40 点
	4	35 点
	3	30 点
	2	20 点
	1	5 点

2 入所希望者本人の状況 (最高 15 点)

独居	15 点
高齢者 (65 歳以上) のみの世帯	10 点

3 主たる介護者である家族の状況 (「家族」とは、配偶者 (同等の関係にある者)、一親等 (父母、子、子の配偶者) 二親等 (祖父母、孫、兄弟姉妹、孫の配偶者、本人の兄弟姉妹の配偶者) とする。) (最高 15 点)

主たる介護者である家族がいない (音信不通を含む)	15 点
主たる介護者である家族が入院・入所・県外でいない	10 点
主たる介護者である家族はいるが、(要介護、要支援、高齢、療養、障害、就労、育児、他介護) のため介護ができない。	8 点
主たる介護者である家族はいるが、上記以外の理由で介護が困難である	5 点

4 横浜市内居住者 (最高 10 点)

入所希望者本人が横浜市内に居住している (住民票がある)	10 点
------------------------------	------

5 その他の特記事項 (1 項目 3 ~ 5 点の加点、最高 20 点)

- 上記の項目以外に、施設入所の必要性を判定するため、特段の理由があると認められる場合に、各施設の委員会の判断により、その状況に応じて、点数を加算することができる。

各施設において加算を行う場合は、次の例示項目を参照に、要綱に加算項目を定めるものとする。

- ・ 在宅サービスの利用状況
- ・ 自傷行為、不潔行為、常時の徘徊等、在宅生活が困難と認められる認知症の周辺症状がある場合
- ・ 膀胱留置カテーテル、経管栄養、酸素療法等の医療的処置が必要な場合
- ・ 住居環境が介護に適さない場合
- ・ 介護老人保健施設や病院等に入所 (入院) しており、退所 (退院) 後も在宅生活が困難と認められる場合